

京都府食の安心・安全行動計画について

(平成22年度～24年度)

-府民参画と協働により「食」の安心・安全対策を進めます。-

平成21年12月

京 都 府

目 次

はじめに	1
第1章 食を取り巻く現状及び課題	2
第2章 計画の基本的な考え方	4
第3章 食の安心・安全に向けた取組の展開	5
1 相互理解と府民参画	5
(1) 食育を通じた知識の向上	
(2) 情報提供の推進	
(3) リスクコミュニケーションの推進	
(4) 府民参画の推進	
2 監視・指導の強化	9
(1) 消費者被害の防止	
(2) 食品衛生管理対策	
(3) 適正な食品表示対策	
(4) 家畜伝染病の予防対策の徹底及び監視体制の確保	
3 安心・安全の基盤づくり	14
(1) 安全な食品の生産・製造・加工及び流通の確保	
(2) 安心感向上のための取組	
(3) 環境に配慮した食品生産等	
第4章 行動計画の管理・公表	19

参考資料

はじめに

京都府では、府民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識のもと、平成17年12月に京都府食の安心・安全推進条例（平成17年京都府条例第53号。以下「条例」という。）を制定しました。

この条例では、食の安心・安全に関する府及び食品関連事業者の責務や府民の役割を明確にするとともに、条例第5条の規定により食の安心・安全の確保に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための行動計画（以下「行動計画」という。）を定めることになっています。

平成19年度から平成21年度までの行動計画においては、府民に府内産食品（農林水産物を含む。）を安心であると感じてもらえるよう、「安心・安全の基盤づくり」、「安心・安全の担保」、「信頼づくり」という3つの事項を柱として、鶏卵・鶏肉のトレーサビリティシステムやきょうと信頼食品登録制度の推進、残留農薬や食品添加物等を検査する食品衛生監視など、生産から流通を経て消費に至るまでの食の安心・安全を確保する総合的な取組を実施し、おおむね目標を達成しつつあります。その一方で、食の安心・安全に対する信頼を失わせるような全国的な事件が相次いで発生している状況があります。

平成21年9月には、消費者行政を一元的に取り扱う消費者庁が設置され、食を始めとして消費者の安心・安全を確保する取組を国、地方を挙げて展開することが求められています。

こうした中、さらに食の安心・安全確保に向けて着実な対策を実施するため、これまでの成果や課題を踏まえ、条例第5条の規定により行動計画（平成22年度～24年度）を策定します。

第1章 食を取り巻く現状及び課題

1 食を取り巻く現状

(1) 食品表示偽装の多発

平成20年度生鮮食品及び加工食品の品質表示実施状況調査等によると、小売店舗においては、前年度と比較して名称及び原産地を適正に表示している店舗の割合はやや改善しているものの、賞味期限の改ざんや産地の偽装等不適正表示が相次いでいます。

こうした中、平成20年度には、うなぎやたけのこの産地偽装等の問題が発生し、不適正表示に対して農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号。以下「JAS法」という。）に基づき全国で118件（対前年140パーセント。うち、京都府内は7件）の指示が行われました。

(2) 輸入食品に係る事件の続発と消費者庁の設置

中国産冷凍ぎょうざやいんげんへの農薬混入、乳製品へのメラミンの混入、さらには事故米穀の不正規流通など、食の安心・安全を揺るがす事件が輸入食品において相次いで発生しています。こうした中、中国産冷凍ぎょうざ事件で関係機関の連絡が適切に行われなかった問題を一つのきっかけとして、食品の安全や表示など消費者の安心・安全に関わる問題を幅広く所管し、情報の一元的な集約・分析機能と消費者行政の司令塔機能を持つ消費者庁が設置されました。

(3) 食の安心・安全に関する情報の不足

内閣府が平成20年度に実施した国民生活モニター調査結果によると、加工食品について原料原産地表示がない場合、国産とは限らないことをほぼ半数の人が知らないなど、消費者の側に食品表示の仕組みが十分伝わっていないことがうかがえます。

また、食への不安を解消するためのリスクコミュニケーションも各地で実施されているところですが、食品安全委員会が平成20年6月に実施した食品安全モニターへの調査によると、食に関する理解は進んでいるものの、関係者の間でお互いのギャップを解消する機会が十分でないという意見もあり、食に関する情報を十分に理解し、活用することができていない状況といえます。

(4) 食への不安の高まり

京都府が開催した行事への来場者を対象としたアンケート結果を平成18年度と平成20年度で比較すると、府内産食品を安心であると感じる府民の割合は52パーセントから41パーセントへ、輸入食品を安心であると感じる府民の割合は10パーセントから4パーセントへそれぞれ減少しており、食への安心感を高めることができていません。また、府内産食品と輸入食品を比較すると府内産食品を安心であると感じる府民の方が多いものの、日本の食料自給率は41パーセント、京都府の食料自給率は13パーセントであり、府民の食生活は府内産食品だけでは成り立たない状況にあります。

2 食を取り巻く課題

(1) 安心の前提となる安全確保の充実

相次ぐ偽装表示の発生や事故米穀の不正規流通問題など一部の食品関連事業者による問題の発生が後を絶ちません。これをなくすには、生産者、加工業者等の食品関連事業者それぞれが、コンプライアンスを第一にした取組を進める必要があります。

また、食品衛生法（昭和22年法律第233号）、JAS法その他の法律による監視、指導等行政の一層の取組を進める必要があります。

(2) 食品関連事業者及び行政による取組や正しい知識の広報の充実

安心・安全の担保についての食品関連事業者による取組み、安心・安全の基盤づくりのための施策、食に関する正しい知識などについて、府民への十分な情報提供ができていません。例えば、平成20年度に府の保健所が収去した府内に流通する食品1,774点（うち輸入食品135点）を検査したところ、食品衛生法に違反する食品は発見されませんでした。このような結果をいかに広くお知らせするかが課題となっています。

(3) 情報共有や相互理解の促進

食の安心・安全の確保には、消費者、食品関連事業者、関係団体、行政等の関係者がそれぞれの立場から相互に情報や意見を交換し、相互に理解を深めるリスクコミュニケーションの必要性が高まっています。

(4) 府民の主体的な行動への支援

消費者と食品関連事業者、関係団体、行政等が協働して様々な取組を行うことが大切です。府民との食に関する情報共有や相互理解を一層進めることにより、府民が様々な情報に惑わされることなく、適切な行動をとることができるよう支援することが求められています。

第2章 計画の基本的な考え方

これまで、消費者の目線に立って「安心・安全の基盤づくり」、「安心・安全の担保」、「信頼づくり」を基本に食の安心・安全対策に取り組んできましたが、第1章で掲げた課題を解決するためには、食の安心・安全に対する府民との一層の情報共有や食品関連事業者への監視・指導の強化が必要となっています。

そのために、この行動計画では、平成22年度から平成24年度までを対象期間として、第3章に掲げる食の安心・安全に向けた取組を府民参画と協働により進めます。

こうした取組を通じて、府民の食に対する安心感を高めます。

具体的には、次の3点を中心とした取組を進めていきます。

1 相互理解と府民参画

消費者及び食品関連事業者が情報を共有し、意見交換を行い、相互理解を進めます。さらに、食育を通じた知識の向上や、きょうと食の安心・安全協働サポーターや関係者が協働して様々な取組を行うなど府民参画を推進します。

2 監視・指導の強化

生産から消費までの一貫した監視、指導及び検査を行い、その結果を情報提供します。特に、食品衛生監視・指導に必要な体制及び機器を充実強化し、監視・指導の強化に努めます。また、緊急時には食の安心・安全緊急機動班を設置するなど消費者被害防止に取り組めます。

3 安心・安全の基盤づくり

食品の安全性を高水準で確保するため、生産から消費に至る工程の各段階に応じて食品関連事業者による安全性向上についての取組を促進します。また、大学と連携した取組を進めます。



第3章 食の安心・安全に向けた取組の展開

1 相互理解と府民参画

食育を通じて食品の安全性についての基礎知識を深めるとともに、消費者及び食品関連事業者、関係団体、行政等が情報を共有し、意見交換を行い、消費者と食品関連事業者の相互理解を進めます。さらに、京都府の食の安心・安全施策に府民の意見を反映したり、きょうと食の安心・安全協働サポーターや関係者が協働して様々な取組を行うなど府民参画を推進します。

(1) 食育を通じた知識の向上

食の安心・安全を含む市町村食育推進計画の策定を支援し、次代を担う子どもに食品表示の意味や食中毒予防など食の安全に関する基礎知識と理解が深まるよう、親子研修会や料理教室、大学生対象の意見交換会などを開催します。

さらに、府内に、野菜を栽培したり、家畜を飼育したり、食の安全確保について学んだりできる「食農体験農場」の設置を進めます。

また、各学校において食に関する指導計画を策定し、食の安心・安全を含む学校における食育の充実を図ります。

数値目標

取 組	現 状 (H20年度実績値)	目 標 (H24年度)
食育推進計画策定市町村の割合(%)	11	70
親子研修会等の開催回数(回/年)	0	5
「食農体験農場」の設置箇所数(箇所)	0	5
食に関する指導計画の策定学校数(校)	219	419



農業施設の見学

(2) 情報提供の推進

広く府民に食の安心・安全に関する情報を提供するため、府内に流通する食品等の検査結果や農薬に係る立入検査の結果をホームページにより定期的に公表、食の安心・安全に係る身近な情報から国の情報まで満載したメールマガジンを定期的に発行、府の食の安心・安全の取組を紹介するため出前語り等への参加、広告ちらし等を活用して食の安心・安全情報を提供する「情報提供協力店」の増加、見学できる農業施設や食品工場等の紹介、啓発リーフレット（子ども向けも含む。）の作成、府の試験研究機関において開発した食の安心・安全に関する成果の公開、子ども向けホームページによる情報提供を行います。

数値目標

取 組	現 状 (H20年度実績値)	目 標 (H24年度)
メールマガジン会員登録者数(人)	371	1,000
広告ちらしによる情報提供協力店舗数(店)	106	150

きょうの食品まめ知識 見てね!



食品の産地偽装に対する罰則が強化されました!

飲食物品の原産地等についての悪質な偽装表示事案が多発していることを踏まえ、「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（JAS法）」が一部改正され、平成21年5月30日から施行されます。

これまでは・・・
食品の悪質な産地偽装があった場合には、改善の指示などの行政手続きを行うこととなっており、直ちに罰則を科すことはできませんでした。

これからは・・・
食品の産地偽装に対する罰則規定が新しく設けられ、食品の原産地（原料又は材料の原産地を含む。）について虚偽の表示をした飲食物品を販売した者は、2年以下の懲役又は200万円以下の罰金に処するとされました。



京都府農林水産部食の安心・安全推進課

TEL : 075-414-5654

URL : <http://www.pref.kyoto.jp/shokupro/index.html>

情報提供の一例

きょうの食品まめ知識 見てね!



新型インフルエンザに関する 内閣府食品安全委員会委員長の見解 (平成21年4月27日作成 4月30日改正)

豚肉・豚肉加工品は「安全」と考えます

豚肉・豚肉加工品を食べることにより、新型インフルエンザがヒトに感染する可能性は、以下の理由からないものと考えています。

豚肉は、従来から食中毒防止の観点から、十分加熱するように言われていること。

万一、ウイルスが附着していたとしても、インフルエンザウイルスは熱に弱く、加熱調理で容易に死滅すること。

万一、ウイルスが附着していたとしても、インフルエンザウイルスは酸に弱く、胃酸で不活化される可能性が高いこと。

京都府農林水産部食の安心・安全推進課

TEL : 075-414-5654

URL : <http://www.pref.kyoto.jp/shokupro/index.html>

(3) リスクコミュニケーションの推進

食品安全基本法（平成15年法律第48号）の制定により、食品安全行政にリスク分析手法の導入が図られましたが、このリスク分析では、リスク評価、リスク管理及びリスクコミュニケーションの3つが重要とされています。

そのうち、リスク評価については食品安全委員会が、リスク管理については厚生労働省や農林水産省が主に担当しています。

一方、今後は、消費者、食品関連事業者等が相互に情報や意見を交換するリスクコミュニケーションを活発に進めていくことにより、府民は食に関する正しい知識を身に付け、食品関連事業者は安全な食品の生産や製造に取り組み、双方がお互いを理解しあう気持ちを醸成することを促進します。

そのために、リスクコミュニケーションの担い手となるリスクコミュニケーター（注1）を育成し、例えば残留農薬の問題など府民の関心のあるテーマを設定して、各地域で効果的にリスクコミュニケーションを実施します。

（注1）リスクコミュニケーター

消費者、食品関連事業者等の相互理解を深めるリスクコミュニケーションにおいて、意見や論点を明確にし、相互の意思疎通を円滑にする役割を担う人材のことで、食品関連事業者、関係団体、地方公共団体等に属する者の中から育成します。

数値目標

取 組	現 状 (H20年度実績値)	目 標 (H24年度)
リスクコミュニケーターの人数(人)	0	30
リスクコミュニケーションの開催回数(回/年)	0	10



意見交換会の様子

食品関連事業者による消費者への情報提供



(4) 府民参画の推進

ア きょうと食の安心・安全協働サポーターの創設

安心・安全な農畜水産物を生産するため、農薬等の使用量を減らして米や野菜を生産している農家、トレーサビリティシステム等を通じて産地情報を提供する農家等がたくさん育ってきました。安心・安全な加工食品を生産するため、府の独自制度であるきょうと信頼食品登録制度等を通じて、安心・安全な加工食品を生産する事業者もたくさん育ってきました。

このような食の安心・安全に関する京都独自の取組や知識を広く府民に普及啓発するため、府は、これまで取り組んできた食の安心・安全セミナー等に参加された府民や食の安心・安全に関心のある団体をきょうと食の安心・安全協働サポーター(以下「サポーター」という。)(注2)に登録し、食に関する情報を携帯電話(メール)等を通じてサポーターに提供します。サポーターは、身近な人や団体の構成員にこの情報を積極的に提供し、食への関心を高めます。また、サポーターは、府の施策等に対し意見を述べ、食の安心・安全に協力していただきます。

(注2) きょうと食の安心・安全協働サポーター

京都府内に居住し、通勤し、若しくは通学する個人又は京都府内に事務所若しくは事業所が所在する団体で、希望する個人・団体になっていただきます。

イ 意見交換又はシンポジウムの開催

食の安心・安全に関する施策や取組について消費者、生産者等と意見交換を行うとともに、消費者、生産者等と協働して、食の安心・安全シンポジウムを開催します。

ウ 府民の意見を反映した食品衛生監視指導計画

流通している食品等の残留農薬等の検査に関する食品衛生監視指導計画について、府民の意見を反映し、充実した内容の計画を策定します。

数値目標

取 組	現 状 (H20年度実績値)	目 標 (H24年度)
食の安心・安全協働サポーター数(人・団体)	0	1,000
食の安心・安全協働サポーター研修会開催回数(回/年)	0	5
食の安心・安全協働サポーターへの食情報の提供(回/年)	0	24
消費者、生産者等との意見交換(回/年)	4	10
食の安心・安全シンポジウム(回/年)	0	1

2 監視・指導の強化

消費者行政の一元化を目的に消費者庁が設置されたことに伴い、京都府の関係課で消費者事故等の情報を共有するとともに、消費者あんしんチーム（注3）を充実させて消費者被害防止に取り組みます。

また、生産から消費までの一貫した監視、指導及び検査を行い、その結果を情報提供します。特に、食品衛生監視・指導に必要な体制及び機器を充実強化して、効果的な収去検査を実施するとともに、食品表示についても監視・指導の強化に努めます。

（注3）消費者あんしんチーム

社会的影響が大きい消費者事故や法令違反に機動的に対応できるよう、弁護士などの専門家等がケースに応じて参画する組織横断的なチームです。

(1) 消費者被害の防止

ア 食の安心・安全緊急機動班の設置

府内で食の安心・安全を脅かす事態が生じた場合には、各広域振興局や本庁に関係職員により構成される食の安心・安全緊急機動班（注4）を消費者あんしんチームの中に設置して、食品事故に対して機動的かつ効果的に対応します。

（注4）食の安心・安全緊急機動班

事故米穀の不正規流通など、府民の食の安心・安全を脅かす事態が生じた場合に、機動的に対応できるよう緊急に設置する組織横断的なチームです。

イ 消費者事故等の情報の共有

消費者事故等に関する情報については、平成21年9月に設置された消費者庁で一元的に管理することとされていますが、京都府で探知した消費者事故等に関する情報は、確実に消費者庁へ提供するとともに、関係課で共有します。

一方、京都府で把握した食の安心・安全に関する情報については、内容に応じて市町村、関係機関、府民等へ周知するとともに、必要に応じて関係省庁、都道府県、市町村と連携して監視、指導等を行い、食に関する消費者への被害が最小限となることを目指した取組を進めます。

ウ 関係機関との連携

京都食品表示監視協議会の開催など、食品表示担当部門や警察本部等
の間で情報を共有したり、意見交換を行ったりすることにより、食品の
産地偽装などについて、連携して監視・指導を実施します。



様々な相談を受付け

(2) 食品衛生管理対策

ア 生産段階

農産物については、農薬の販売業者や使用者を対象とした立入検査を
実施し、農薬の適正管理を行い、無登録農薬等の流通を防止し、農薬の
安全な使用について指導するなど監視・指導を実施します。

また、肥料生産業者等を対象とした立入検査も実施します。

畜産物については、畜産農家に対する巡回監視・指導、予防検査等
により、家畜伝染病予防対策を実施します。

水産物については、貝毒による食中毒を防止するため、新たに、原因
となるプランクトンの生息状況等を調査し、水産物の安全性について監
視・指導を実施します。



海水を採取してプランクトンを調査

イ 流通段階

(ア) 食品

食品等の収去検査の実施に当たっては、試験研究機関の検査体制の強化及び検査機器の充実により、検体数及び検査項目を拡充して、食品の検査を強化します。

食中毒が発生した場合には、緊急検査を実施して原因を究明し、健康被害の拡大を防止します。また、夏期の食中毒予防推進強化期間や年末の一斉取締期間には、より集中的な監視、指導等を実施します。

広域的に大量に流通する食品を製造する施設等を対象に食品衛生監視機動班を編成して監視・指導を実施します。



残留農薬等の検査

(イ) いわゆる健康食品

健康食品と称して効能効果をうたったり、医薬品成分が加えられている無承認無許可医薬品について、販売業者への立入検査及びインターネット販売等の監視を実施します。

数値目標

取 組	現 状 (H20年度実績値)	目 標 (H24年度)
農薬取締法に基づく立入検査件数(件/年)	263	270
肥料取締法に基づく立入検査件数(件/年)	3	10
家畜伝染病予防法に基づく検査実施頭羽数(千頭羽/年)	20	20
貝毒プランクトンの監視調査件数(件/年)	0	20
食品等の収去検査検体数(検体/年)	611	750
食品衛生監視機動班による立入検査回数(件/年)	40	40
無承認無許可医薬品の監視(インターネットを含む。)件数(件/年)	405	1,000

(3) 適正な食品表示対策

食品関連事業者を対象とした研修会の開催及び食品表示指導者を活用した食品表示の適正化に向けた取組を推進します。

また、食品表示110番を通じて府民から提供のあった情報について調査等を実施するとともに、食品表示パトロールを実施して、食品の偽装表示、アレルギー物質の表示の欠落等について指導や啓発を実施します。

さらに、これまで外観上では判別できなかった品目の産地や品種の判別等が可能となるDNA検査等を実施するなど監視・指導を強化します。

新たに制定された米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（平成21年法律第26号）に基づく必要な取組を実施します。

数値目標

取 組	現 状 (H20年度実績値)	目 標 (H24年度)
原産地表示等に係る指導・啓発店舗数(店/年)	225	300

(4) 家畜伝染病の予防対策の徹底及び監視体制の確保

家畜伝染病の迅速で的確な診断及び発生時の防疫体制を確保します。

日常的には、定期報告、簡易検査の実施等により食鳥肉に対する安心・安全を確保します。養鶏農家等への巡回指導を実施するとともに、養鶏農家のモニタリング検査や大規模な養鶏農家の鶏の抗体検査を実施します。

数値目標

取 組	現 状 (H20年度実績値)	目 標 (H24年度)
全養鶏農家等(千羽以上)への巡回指導回数(回/年)	6(注)	4
全養鶏農家等(千羽未満)への巡回指導回数(回/年)	1	1
養鶏農家モニタリング検査実施戸数	毎月4戸	毎月12戸
養鶏農家全戸鶏抗体検査実施回数(回/年)	4	4

(注) 平成20年度には、全国2箇所です鳥インフルエンザが確認されたため、臨時の巡回調査を2回実施したので、例年よりも回数が多くなっています。



畜産農家に対する巡回指導

養鶏場での検査材料採取



鳥インフルエンザの検査

3 安心・安全の基盤づくり

食品の安全性を高水準で確保するため、生産から消費に至る工程の各段階に応じて食品関連事業者による安全性向上、安心感の向上のための生産・製造情報の提供や大学との連携、さらには環境に配慮した取組を促進します。

(1) 安全な食品の生産・製造・加工及び流通の確保

ア 農産物

地域の実態に応じた栽培ごよみに準じ、病虫害防除に対する効果的かつ適正な農薬使用の指導により、農薬使用量を減少させるとともに、農家の生産管理履歴の記帳推進を図り、農業生産工程管理手法(GAP)実践農家を育成します。

なお、GAP実践農家育成の取組に当たっては、多くの農家が実践できることを基本に推進を図るとともに、第三者機関が認証するGAPを目指す意欲的なモデル農家の育成を図ります。

加えて、生産者団体による残留農薬の自主検査、違反発生時の対応マニュアルの整備等農産物の安全確保のための体制の充実を働きかけるとともに、直売所における自主的な残留農薬分析の実施を支援します。

また、農薬管理指導士を認定して農薬取扱者の資質の向上を図るとともに、農薬や化学肥料の使用量低減のための試験研究機関の成果を速やかに生産現場に普及します。

さらに、学校、福祉施設等での地産地消を推進し、府民の食への安心感を高めます。

イ 畜産物

畜産農家を定期的に巡回指導し、家畜の飼養衛生管理基準の遵守を徹底するとともに、動物用医薬品の適正な使用を徹底します。

ウ 水産物

水産養殖事業者への巡回指導を実施して動物用医薬品の適正な使用を徹底するとともに、販売事業担当者や水産加工事業所の役職員を対象とした講習会を開催します。

また、新たに二枚貝生産者に対する巡回指導も実施します。



二枚貝に係る巡回指導の様子

エ 加工食品

業種ごとに作成した「京の食品安全管理プログラム」を普及するとともに、食品関連団体等が実施する研修会に講師を派遣して安全性確保の意識の向上を図ります。

また、食品衛生推進員、食品衛生指導員等と連携して、事業所における自主衛生管理運動を推進するとともに、食品関連事業所の巡回指導を実施します。



見張り番による衛生状態の調査

オ 京のブランド産品等

京都こだわり農法（注5）によって生産され、おいしさと信頼の目印である「京マーク」が貼付された「京のブランド産品」の品目の拡大並びに機能性や栄養に着目した需要の拡大を目指します。

また、「京のブランド産品」ではないものの同様の農法により生産された農産物について、学校や福祉施設への供給を促進したり、市場、直売所等を通じて消費の拡大を目指す取組を支援します。



京マーク

（注5）京都こだわり農法

たい肥と有機質肥料による健康な土づくりや輪作を基本とする京都の伝統的な栽培方法と天敵の利用など新しい技術を組合わせた減農薬、減化学肥料栽培を実践する京都独自の生産方式です。

数値目標

取 組	現 状 (H20年度実績値)	目 標 (H24年度)
農薬講習会の参加者数 (人/年)	472	500
農薬管理指導士の認定者数(人)	802	900
認証GAP(第三者)件数(件)	1	5
自主的に青果物の残留農薬分析を実施する直売所数	0	15
水産養殖事業者の巡回指導件数(件/年)	20	25
二枚貝生産者への巡回指導件数(件/年)	0	15
食品衛生推進員又は食品衛生指導員による巡回指導件数(件/年)	5,070	5,500

(2) 安心感向上のための取組

ア 生産・製造情報の提供

(ア) 農産物

トレーサビリティシステムを実施しているところですが、野菜については、情報を提供する品目数を増加させ、農薬や肥料の使用状況を含めた生産履歴情報についてホームページで情報提供を行います。

(イ) 畜産物

牛肉のトレーサビリティシステムを適正に運用し、生乳生産管理マニュアルの普及を促進し、衛生管理の記帳の徹底を指導します。

また、トレーサビリティシステムが確保された鶏卵・鶏肉を府民が購入できるよう、これらを取り扱う販売店を増やします。

耳標(個体識別番号が印字)を装着した牛



(ウ) 加工食品

府が定める水準の品質管理を行い、生産情報を開示する食品を登録するきょうと信頼食品登録制度の登録事業者の増加を目指します。



登録食品マーク

イ 技術の開発と普及

食の安心・安全や地産地消、健康志向など消費者の関心の高まり、嗜好の多様化が進んでいる状況を踏まえ、農薬や化学肥料の使用量の削減、身体に良い機能性成分の探索など、府内産農林水産物の安心感と信頼感の向上につながる技術開発と普及を目指します。

ウ 大学との連携

食の安心感を向上し、様々な情報を生活の中で実践するためには、単に安全性についての科学的知見に基づく知識を普及するだけでなく、食文化の伝承を行うとともに、食に関する事故の教訓を食の安心・安全に向けた取組につなげる必要があります。

そのために、京都にある大学の医学、食品・栄養学、農学、環境等の学部や研究室と連携して、食の安心・安全に関する知識の普及や長年の経験から生み出された生活の知恵を普及するための研究、さらに府民への還元に向けた取組を進めます。

数値目標

取 組	現 状 (H20年度実績値)	目 標 (H24年度)
ホームページによる情報提供品目数(品目)	14	16
トレーサビリティシステムの確保された鶏卵・鶏肉取扱店舗数(店)	21	50
きょうと信頼食品登録事業者等数(業者)	61	150



食品に含まれる成分を分析



化学肥料を減らす技術

(茶園に設置されたチューブによる点滴施肥)

(3) 環境に配慮した食品生産等

ア 農産物

米や野菜については、農薬や化学肥料の使用量を減少させる栽培技術を活用し、土作りを基本にして総合的病害虫雑草管理を含めた京都こだわり農法を推進し、エコファーマーの認定件数を増やします。

また、茶については、全戸が生産履歴の記帳を行っているところですが、茶生産団体へ農薬や化学肥料の使用を抑えたより環境に配慮した茶栽培の推進について啓発していきます。

さらに、過剰施肥防止のための土壌分析を行うとともに、環境にやさしい技術の効果の確認等のため実証ほを各地に設置します。



エコファーマーのマーク

イ 水産物

水産養殖事業者に対して、適正な養殖密度による管理が行われるよう巡回指導を実施します。

ウ 食品製造

リサイクルの推進を行っている事業所をエコ京都21に認定・登録し、環境に配慮した食品生産の取組を推進します。



エコ京都21のマーク

数値目標

取 組	現 状	目 標
	(H20年度実績値)	(H24年度)
京都こだわり農法による出荷量(t / 年)	2,302	2,400
エコファーマーの認定件数(件)	703	1,100
特別栽培米の栽培面積(ha)	683	1,000
水産養殖事業者の巡回指導件数(件 / 年)	20	25

第4章 行動計画の管理・公表

条例に基づいて、毎年、食の安心・安全行動計画に基づく施策の実施状況を取りまとめて、京都府食の安心・安全審議会の評価を得た上で、ホームページ等で公表します。



参 考 資 料

- ・ 用 語 集
- ・ 京都府食の安心・安全推進条例

用 語 集

ア行

エコ京都 2 1

環境に配慮した取組を行っている事業所を知事が認定・登録する制度です。地球温暖化防止部門（地球温暖化防止のため、温室効果ガスの排出削減に積極的に取り組んでいる事業所等）、循環型社会形成部門（循環型社会の形成に向け、廃棄物の排出削減に積極的に取り組んでいる事業所等）とエコスタイル部門（地域に密着し、又は創意あふれる環境配慮活動を行っている事業所等）の3部門があります。

エコファーマー

持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成11年法律第110号）に基づき、知事からたい肥等による土づくりと化学肥料や化学合成農薬の使用の低減を一体的に行う農業生産方式を導入する計画について認定を受けた農業者の愛称です。

認定を受けると、認定対象品目の出荷袋等に全国共通のエコファーマーマークを貼付することができます。（参考：農林水産省資料）

カ行

G A P

農業生産工程管理手法の項目を参照してください。

京都食品表示監視協議会

食品表示行政担当部局や警察本部などの間で情報共有や意見交換を行うことにより連携強化を図るとともに、事業者に対する必要な対応を迅速かつ円滑に実施することを目的として、設置されています。

きょうと信頼食品登録制度

府が定める基準（京の食品安全管理プログラム）を満たす水準の品質管理を行い、生産・製造情報を提供できる食品を府が登録し、府民にその情報を提供する制度です。

京都府食の安心・安全推進条例

食の安心・安全の確保についての基本理念を明かにするとともに、府、食品関連事業者及び府民が責務又は役割を果たすことにより、食の安心・安全の確保に関する施策及び取組を総合的かつ効果的に推進し、もって現在及び将来の府民の健康の保護に寄与することを目的として、平成17年12月に制定された条例です。

京の食品安全管理プログラム

「食品衛生新5S」(食品工場を清潔に保つため、「整理・整頓・清掃・清潔・しつけ」の手順をルール化したもの)を基本とした、京都府内の食品関連事業者の実態に即した実用的な品質管理システムです。

京のブランド産品

京野菜をはじめ農林水産物の中で、優れた品質が保証され、一定の生産量があって市場流通が可能なものを、社団法人京のふるさと産品価格流通安全協会がブランド認証対象品目として24品目を決定しています。それらの品目について、安心・安全と環境に配慮した生産方法への取組等、定められた要件を満たす指定された産地から出荷されるものだけが、ブランドマークを貼られて流通していますが、これを京のブランド産品といいます。

国民生活モニター

かつて物価モニターと呼ばれていましたが、平成13年から現在の名称になりました。消費者の購買態度や意識の把握、国民生活行政に対する意見の把握等のために年4回程度調査が行われています。

コンプライアンス

「要求・命令などに従うこと、応じること」を示す英語です。法律や規則を守ることを言いますが、社会的規範や倫理までを含める場合もあります。

コンプライアンスに反した食品関連の例としては、食品衛生法、JAS法で義務付けられている表示事項について、偽りの表示をする「食品の偽装表示」などがあります。
(参考：食品安全委員会資料)

サ行

市町村食育推進計画

食育基本法(平成17年法律第63号)第18条第1項の規定により、市町村はその区域内における食育の推進に関する施策についての計画を作成するよう努めなければならないとされていますが、この計画を市町村食育推進計画といいます。

J A S 法

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の項目を参照してください。

収去検査

食品の安全を確保するために、食品衛生法第28条の規定により、保健所などの職員が販売店などから検査のために必要な量の食品を採取して行う検査のことです。検査の結果、基準に違反する食品については、廃棄や回収などを行うこととなります。

飼養衛生管理基準

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）に基づき、平成16年9月に制定された家畜（牛、豚及び鶏）の所有者が守る必要のある家畜の飼養衛生管理基準で、畜舎の清掃・消毒、野生動物の侵入防止等について規定されています。

消費者事故等

消費者安全法（平成21年法律第50号）で規定されています。消費者が商品、サービス等の使用等に伴い、生命又は身体に被害が発生した事故及び虚偽の報告や不当な契約などによって消費者の利益が不当に害される事態のことをいいます。

食中毒予防推進強化期間

府では、7月から9月までを「食中毒予防推進強化期間」と定めています。食品の衛生的な取扱い、不良食品の排除、適正な表示の実施等について、府内の大規模食品製造施設をはじめ食品関連事業者に対する監視・指導を強化し、府内で製造・販売又は流通する食品の安心・安全確保を図っています。

食に関する指導計画

学校での食育は、子どもたちが「食」について計画的に学ぶことができるよう、給食の時間をはじめ、各教科等における食に関する指導を体系付け、学校教育活動全体を通じて実施することとなります。

学校における食育の推進に当たっては、学校全体や学年ごとの指導目標の設定、各教科等における食に関する指導の年間計画などについて盛り込まれた、食に関する指導計画を策定しています。

食品安全基本法

食品の安全性の確保に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び食品関連事業者の責務並びに消費者の役割を明らかにするとともに、施策の策定に係る基本的な方針を定めることにより、食品の安全性の確保に関する施策を総合的に推進することを目的としています。

なお、この法律に基づき、食品健康影響評価（いわゆるリスク評価）を行う機関として、食品安全委員会が内閣府に設置されています。

食品安全モニター

消費者の方々に、日常の生活を通じて情報や意見をいただき、食品の安全性の確保に関する施策の的確な推進を図るために食品安全委員会が依頼するものです。食品の安全性に関する一定の知識や経験を有する方を対象に毎年度470名依頼しています。任期は2年です。（出典：食品安全委員会資料）

食品衛生監視機動班

食品衛生法に基づいて認証されたHACCP施設、大規模食品製造施設、大規模給食施設等を対象に、重点的・集中的な監視・指導と収去検査を実施するため、複数の保健所の職員で構成する機動的な組織です。

食品衛生監視指導計画

食品衛生法第24条の規定により、国が定めた「食品衛生監視指導指針」に基づき各都道府県が毎年度策定する計画です。

この計画により、府民の健康保護を図るための基本的な方向及び具体的な実施方法を定めており、きめ細かな監視・指導を重点的かつ効果的に実施していきます。

食品衛生指導員

社団法人京都府食品衛生協会等が行う指導員養成教育の課程を修了した者で、食品衛生協会における活動の中核として、個々の営業施設を指導するなど実践的な活動を行っており、食品関連事業者による自主的な衛生管理体制の確立に大きく貢献しています。

食品衛生推進員

社団法人京都府食品衛生協会から社会的信望があり、かつ、食品衛生の向上に熱意と識見を有する者について推薦を受けて、食品衛生法第61条第2項の規定により、知事が食品衛生推進員（京の食“安全見張り番”）を委嘱しています。

平成15年度に設置し、食品関連事業者の自主衛生管理を推進するための指導、助言等の活動を行っています。

食品衛生法

食品の安全性の確保のために公衆衛生の見地から必要な規制を講じることにより、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、もって国民の健康の保護を図ることを目的とします。

食品、添加物、器具や容器包装の規格基準、表示及び広告等、営業施設の基準またその検査などについて規定しています。（出典：食品安全委員会資料）

食品関連事業者

この計画においては、食品に携わっている事業者すべてを指す意味で使用しています。食品製造事業者はもちろん、農林水産業者や流通関係事業者なども含んでいます。

食品添加物

食品添加物とは、食品の製造過程において着色、保存等の目的で食品に加えられるものであり、原料として、「ヒトの健康を損なうおそれのない場合」として厚生労働大臣が指定するもの以外は使用が認められていません。食品の安全性を確保するため、食品添加物の成分規格、製造基準、保存基準及び表示基準が設定されています。（参考：食品安全委員会資料）

食品表示パトロール

平成21年度から開始した京都府独自の取組です。産地偽装など食品表示に関する事件が多発する中、JAS法、食品衛生法及び不当景品類及び不当表示防止法(昭和37年法律第134号)に関わる職員が合同で店舗に対して巡回調査を実施することにより、違反事実に対率的かつ迅速に対応し、食の安心・安全を確保しようとするものです。

食品表示110番

食品表示に対する消費者の関心が高まっていること及び食品の品質表示の一層の適正化を図る観点から、広く人々から不適切な食品の表示に関する情報提供を受けるためのホットラインのことで、都道府県の他に、農林水産省や独立行政法人農林水産消費安全技術センターなどにも設置されています。

（参考：食品安全委員会資料）

食料自給率

国内の食料消費が、国内の農業生産でどの程度賄えているかを示す指標のことです。食料自給率には、重量ベース自給率、カロリーベース総合食料自給率及び生産額ベース総合食料自給率の3種類の計算方法があります。

日本においては、戦後食生活の洋風化が急速に進んだという特徴があり、この急激な変化が食料自給率を下げてきた大きな原因となっています。

(参考：農林水産省資料)

生乳生産管理マニュアル

酪農家が生乳生産業務を行う上で順守すべき管理基準とその手順のことです。チェックシートによる衛生管理の記帳を行うこととされています。

総合的病害虫雑草管理 (IPM)

Integrated Pest Management の訳語であり、病虫害の発生予察情報等に基づき、耕種的防除 (伝染病植物除去や輪作等)、生物的防除 (天敵やフェロモン等の利用)、化学的防除 (農薬散布等)、物理的防除 (粘着版や太陽熱利用消毒等) を組み合わせた防除を実施することにより、病虫害の発生を経済的被害が生じるレベル以下に抑制し、かつ、その低いレベルを持続させることを目的とする病虫害管理手法のことです。

(参考：農林水産省資料)

タ行

DNA検査

食品のDNAを検査すると、その塩基 (アデニン、シトシン、グアニン、チミン) 配列の違いから、表示されている品種、原産地表示等が適正であるかどうかを判断することができます。独立行政法人農林水産消費安全技術センターでは、DNA検査等によりうなぎや黒大豆などについて、国産か輸入かの検査などを行っています。

出前語らい

府民と府とのコミュニケーションの向上を図り、施策や業務にいかすべき府民の意見や提案を収集することなどを目的として、府民からの希望に応じ、職員が直接出向いて説明や助言、意見交換を実施するものです。

動物用医薬品

家畜や養殖魚などの病気の治療や予防のために使用される医薬品のことです。作用別に抗生物質、寄生虫用剤、ホルモン剤等に分けられます。

(参考：食品安全委員会資料)

特別栽培米

国の「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」の基準に従い、化学肥料と化学合成農薬の使用量を地域での一般的な使用量から50%以上減らし、さらに、確認責任者の確認を受けた米のことをいいます。

トレーサビリティシステム

記録の追跡により、ある物品（商品）の流通経路が確認できる状態をいいます。

食品では、食品の生産、加工、流通などの各段階で原材料の出所や食品の製造元、販売先などを記録・保管し、食品とその情報とを追跡できるようにすることで、食中毒などの早期原因究明や問題食品の迅速な回収、適切な情報の提供などにより消費者の信頼確保に役立つものをいいます。

国産牛肉については、平成16年12月から牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（平成15年法律第72号）に基づき、流通・小売段階までのトレーサビリティシステムを導入することが義務付けられました。

（参考：食品安全委員会資料）

ナ行

農業生産工程管理手法（GAP）

GAP手法（Good Agricultural Practice）とは、農業者自らが、(1)農作業の点検項目を決定し、(2)点検項目に従い農作業を行い、記録し、(3)記録を点検・評価し、改善点を見出し、(4)次回の作付けに活用するという一連の「農業生産工程の管理手法」（プロセスチェック手法）のことです。

GAP手法（農業生産工程管理手法）は、農産物の安全確保のみならず、環境保全、農産物の品質の向上、労働安全の確保等に有効な手法であり、このような生産工程の管理手法を我が国の多くの産地・農業者が取り入れ、自らの営農・生産条件や実力に応じて取り組むことが、安全な農産物の安定的な供給、環境保全、農業経営の改善・効率化の実現につながるものです。また、生産された農産物の安全性や品質の確保等について消費者・食品事業者等の信頼を確保する上でも有効な手法となります。

農薬管理指導士

農薬取扱業者等のうち、農薬に関する専門的な知識を有し、農薬の取扱い及び使用に対する安全確保について強い意欲を持っている者が、講習会を受講し、かつ、認定試験に合格した場合に、京都府知事が認定しています。

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律

適正かつ合理的な農林物資の規格を制定し、これを普及させることによって、農林物資の品質の改善、生産の合理化、取引の単純公正化、使用又は消費の合理化を図るとともに、農林物資の品質に関する適正な表示を行わせることによって一般消費者の選択に資し、もって農林物資の生産及び流通の円滑化、消費者の需要に即した農業生産等の振興並びに消費者の利益の保護に寄与することを目的としています。

通称「JAS法」と呼ばれ、JAS規格制度と品質表示基準制度の二つからなります。
(参考：食品安全委員会資料)

八行

米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律

米穀等に関し、食品としての安全性を欠くものの流通を防止し、表示の適正化を図り、及び適正かつ円滑な流通を確保するための措置の実施の基礎とするとともに、米穀等の産地情報の提供を促進し、もって国民の健康の保護、消費者の利益の増進並びに農業及びその関連産業の健全な発展を図ることを目的としています。

マ行

無承認無許可医薬品

いわゆる健康食品の中には、医薬品ではないのに、「がん」に効くといった効果効果をうたったり、医薬品まがいの広告をしたり、「やせる」と宣伝して、食品中に食欲抑制作用のある医薬品を添加したり、混入させたりしているものもあります。これらのものを無承認無許可医薬品といい、医薬品が薬事法（昭和35年法律第145号）に基づき承認許可を得てその有用性と安全性、医薬品としての品質が確認されているのに対し、これらは有用性や安全性等について審査されておらず、製造・販売することは同法違反になります。

ラ行

リスク

食品中にハザード（危害要因のこと。人の健康に悪影響を及ぼす原因となる可能性のある食品中の物質又は食品の状態です。有害微生物等の生物学的要因、汚染物質や残留農薬等の化学的要因、放射線や食品が置かれる温度の状態等の物理的要因があります。）が存在する結果として生じる人の健康に悪影響が起きる可能性とその程度（健康への悪影響が発生する確率と影響の程度）です。

(参考：食品安全委員会資料)

リスクコミュニケーション

リスク分析の全過程において、リスク管理機関、リスク評価機関、消費者、生産者、事業者、流通、小売りなどの関係者がそれぞれの立場から相互に情報や意見を交換することです。リスクコミュニケーションを行うことで、検討すべきリスクの特性やその影響に関する知識を深め、リスク管理やリスク評価を有効に機能させることができます。 (出典：食品安全委員会資料)

京都府食の安心・安全推進条例

目次

前文

第1章 総則（第1条 第4条）

第2章 食の安心・安全の確保のための基本的な施策（第5条 第16条）

第3章 食品等の安全性の確保（第17条 第21条）

第4章 府民参画の推進（第22条 第24条）

第5章 京都府食の安心・安全審議会（第25条）

第6章 雑則（第26条）

第7章 罰則（第27条 第29条）

附則

食は、命と健康を支え、人が生きていく上で基本となるものである。健康を維持するために、食の安全性を確保することは不可欠であり、私たちは、その安全性を信頼し、安心感を得てはじめて、健やかな食生活を営むことができる。現在、食の安全性を脅かし、食の安心感を損なう事態が相次いで発生しているが、これらの事態に対処し、食の安心・安全を確保することは、私たち共通の願いである。

京都は、優れた農林水産物や多彩な加工食品の生産地であるとともに、国際的な観光都市を有する消費地としての顔を持ち、歴史と伝統に培われた世界に誇る食文化を継承し、育ててきた。今、私たちは、この京都において、食の安心・安全をより高い水準で確保するため、食に関する情報を共有し、互いに協力しながら、食の安心・安全の確保に関する施策及び取組を推進していかなければならない。

このような認識の下に、食の安心・安全の確保についての基本理念を明らかにするとともに、府、食品関連事業者及び府民がその責務又は役割を果たすことにより、食の安心・安全の確保に関する施策及び取組を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の府民の健康の保護に寄与するため、この条例を制定する。

第1章 総則

（基本理念）

第1条 食の安心・安全の確保は、府民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識の下に必要な措置が講じられることにより、行われなければならない。

2 食の安心・安全の確保は、生産から消費に至る食品等の供給に係る行程の各段階に応じて必要な措置が適切に講じられることにより、行われなければならない。この場合において、「食品等」とは、食品（すべての飲食物（薬事法（昭和35年法律第145号）第2条第1項に規定する医薬品及び同条第2項に規定する医薬部外品を除く。）をいう。以下同じ。）並びに添加物（食品衛生法（昭和22年法律第233号）第4条第2項に規定する添加物をいう。）器具（同条第4項に規定する器具をいう。）容器包装（同条第

5 項に規定する容器包装をいう。)及び食品の原料又は材料として使用される農林水産物をいう。

- 3 食の安心・安全の確保は、科学的知見に基づき、食品による健康への悪影響を未然に防止する観点から必要な措置が講じられることにより、行われなければならない。
- 4 食の安心・安全の確保は、府及び食品関連事業者における食の安心・安全の確保に関する積極的な情報の公開並びに府、食品関連事業者及び府民における情報の共有を図ることにより、行われなければならない。この場合において、「食品関連事業者」とは、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第8条第1項に規定する食品関連事業者であつて、府内に事務所、事業所その他の事業に係る施設又は場所を有するものをいう。
- 5 食の安心・安全の確保は、このために必要な措置の実施に当たっては、府、食品関連事業者（前項に規定する食品関連事業者をいう。以下同じ。）及び府民が相互に理解し、協力することを旨として、行われなければならない。
- 6 食の安心・安全の確保は、環境に及ぼす影響を配慮した上で必要な措置が講じられることにより、行われなければならない。

（府の責務）

第2条 府は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、食の安心・安全の確保に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、これを実施するものとする。

（食品関連事業者の責務）

第3条 食品関連事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、自らが食の安心・安全の確保について第一義的責任を有していることを認識し、食品による健康への悪影響を未然に防止するなど、食の安心・安全の確保に必要な措置を適切に講じなければならない。

- 2 食品関連事業者は、自らの事業活動に係る食品等（第1条第2項に規定する食品等をいう。以下同じ。）の特性に応じた食の安心・安全の確保に係る知識と理解を深めなければならない。
- 3 食品関連事業者は、自らの事業活動に係る食品等に関する正確かつ適切な情報を提供しなければならない。

（府民の役割）

第4条 府民は、食の安心・安全の確保に関する知識と理解を深め、食品の選択に際し合理的に行動できるよう努めるものとする。

- 2 府民は、食の安心・安全の確保に関する施策に対して意見を表明するよう努めることにより、食の安心・安全の確保に積極的な役割を果たすものとする。

第2章 食の安心・安全の確保のための基本的な施策

（食の安心・安全行動計画）

第5条 知事は、食の安心・安全の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための行動計画（以下「食の安心・安全行動計画」という。）を定めるものとする。

- 2 食の安心・安全行動計画は、食の安心・安全の確保に関する施策の目標及び内容について定めるものとする。
- 3 知事は、食の安心・安全行動計画を定めるに当たっては、府民及び食品関連事業者の意見を反映させるために必要な措置を講じるとともに、第25条第1項に規定する京都府食の安心・安全審議会（第6項及び次章において「審議会」という。）の意見を聴かななければならない。

4 知事は、食の安心・安全行動計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、食の安心・安全行動計画の変更について準用する。

6 知事は、毎年、食の安心・安全行動計画に基づく食の安心・安全の確保に関する施策の実施状況を取りまとめるとともに、当該実施状況について審議会の評価を得た上で、当該実施状況及び評価の内容を公表するものとする。

(安全性向上への支援)

第6条 府は、食品関連事業者による食品等の安全性に対する取組を促進するため、食品等の品質管理の水準を向上させるための方式の導入に対する支援その他の必要な施策を実施するものとする。

(情報の記録、提供等への支援)

第7条 府は、食品関連事業者による食品等に関する情報の適切な記録、積極的な提供等の取組を促進するため、技術的支援その他の必要な施策を実施するものとする。

(適正な事業活動への支援)

第8条 府は、食品関連事業者が関係法令を誠実に遵守し、事業活動その他の取組を通じて府民の信頼を一層高めるよう、適正な事業活動に係る啓発その他の必要な施策を実施するものとする。

(適正な食品等の表示の確保)

第9条 府は、適正な食品等の表示を確保するため、府民との連携による監視、食品関連事業者に対する指導、食品等の表示に係る制度の普及啓発その他の必要な施策を実施するものとする。

(知識の普及)

第10条 府は、食の安心・安全の確保に関する知識を普及するため、府民に対し、食品等の安全性、食品等の供給に係る行程等に関する学習機会の提供その他の必要な施策を実施するものとする。

(相互理解及び連携の促進)

第11条 府は、府民及び食品関連事業者が相互に理解を深め、食の安心・安全の確保に関する連携した取組が促進されるよう、交流機会の提供その他の必要な施策を実施するものとする。

(調査研究の推進)

第12条 府は、食の安心・安全の確保に関する調査研究を推進するとともに、その成果の普及啓発を行うものとする。

(情報の収集及び提供)

第13条 府は、食品等の安全性に関する最新の情報その他の科学的知見に基づく食の安心・安全の確保に関する情報の収集、整理、分析等を行い、府民及び食品関連事業者に対し、積極的な情報の提供を行うものとする。

(人材の育成)

第14条 府は、食の安心・安全の確保に関する専門的かつ実践的な知識を有する人材を育成するため、講習会等の開催その他の必要な施策を実施するものとする。

(危機管理体制の整備)

第15条 府は、食の安心・安全の確保に重大な影響を及ぼす事態を未然に防止し、又は当該事態が生じた場合に迅速かつ適切に対処するため、関係機関との連携の強化等必要な体制の整備を図るものとする。

(財政上の措置)

第16条 府は、食の安心・安全の確保に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講じるものとする。

第3章 食品等の安全性の確保

(農林水産物に係る措置)

第17条 食品関連事業者(農林水産物を生産し、又は採取する者に限る。)は、生産し、又は採取した農林水産物が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該農林水産物を出荷し、又は販売してはならない。

- (1) 農薬取締法(昭和23年法律第82号)第11条の規定により使用が禁止された農薬又は薬事法第83条の3の規定により使用が禁止された医薬品(以下「禁止農薬等」という。)が使用された農林水産物(当該食品関連事業者以外の者が使用した禁止農薬等が付着、混入等をしたものを含む。)である場合
- (2) 農薬取締法第12条第1項又は薬事法第83条の4第1項に規定する基準(以下「農薬等使用基準」という。)に違反して農薬又は動物用医薬品が使用された農林水産物(当該食品関連事業者以外の者が使用した農薬又は動物用医薬品が付着、混入等をしたことにより、農薬等使用基準を満たさなくなったものを含む。)である場合

(遺伝子組換え食用作物に係る措置)

第18条 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(平成15年法律第97号)第4条第1項の規定により承認を受けた第一種使用規程に係る遺伝子組換え食用作物(同法第2条第2項に規定する遺伝子組換え生物等のうち、作物その他の植物(以下「作物等」という。)であって、食用に供されるために栽培されるもの(食用には供されないが、食用に供されるために栽培される作物等との間で交雑又は混入が生じるおそれのあるものを含む。)をいう。以下同じ。)を栽培しようとする者(以下「栽培者」という。)は、あらかじめ、交雑が生じるおそれが高い範囲として知事が定める範囲内において一般食用作物(食用に供されるために栽培される作物等であって、遺伝子組換え食用作物でないものをいう。以下同じ。)を栽培する者その他規則で定める者に対し、説明会の開催その他の方法により当該遺伝子組換え食用作物の栽培の内容を周知させなければならない。

- 2 栽培者は、遺伝子組換え食用作物の一般食用作物との交雑及び一般食用作物への混入を防止する措置(以下「交雑混入防止措置」という。)を講じなければならない。
- 3 栽培者は、規則で定めるところにより、交雑混入防止措置の内容のほか、遺伝子組換え食用作物の栽培場所その他の規則で定める事項を知事に報告しなければならない。
- 4 府は、食品等に対する信頼性を確保するため、遺伝子組換え食用作物の栽培の内容に係る情報の提供、栽培者による交雑混入防止措置に係る技術的支援その他の必要な施策を実施するものとする。

(安全性調査)

第19条 知事は、食品による健康への悪影響を未然に防止するため、当該悪影響が生じる蓋然性及びその重大性の観点から必要があると認めるときは、法令又は他の条例に定める措置を講じる場合を除き、食品等に含まれることにより健康に悪影響を及ぼすおそれがある要因について、必要な調査を行うことができる。

- 2 知事は、食の安心・安全の確保を図るため必要があると認めるときは、前項の規定による調査の経過及び結果を明らかにするものとする。

3 知事は、第1項の規定による調査の実施に当たっては、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。ただし、健康への悪影響を未然に防止するため緊急を要するときは、この限りでない。

4 知事は、前項ただし書の規定により審議会の意見を聴かないで調査を実施したときは、その内容を審議会に報告しなければならない。

(報告の徴収及び立入検査)

第20条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、食品関連事業者又は食品関連事業者により構成する団体その他の関係者に対し、必要な報告を求め、又はその職員に、事業所その他の事業活動に関係のある場所に立ち入り、食品等、生産資材、施設、設備、帳簿書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、若しくは試験の用に供するために必要な限度において、食品等、生産資材その他の物件の提出を求めることができる。

2 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(措置勧告)

第21条 知事は、第19条第1項の規定による調査の結果、食品による健康への悪影響を未然に防止するため必要があると認めるときは、法令又は他の条例に定める措置を講じる場合を除き、食品関連事業者又は食品関連事業者により構成される団体その他の関係者に対し、健康への悪影響の防止に必要な措置を講じるべきことを勧告するとともに、その旨を公表することができる。

2 知事は、前項の規定による勧告をしようとするときは、当該勧告に係る食品関連事業者又は食品関連事業者により構成される団体その他の関係者に対し、あらかじめ、その旨を通知し、釈明及び証拠の提出の機会を与えるものとする。ただし、公益上緊急を要するときは、この限りでない。

3 第19条第3項及び第4項の規定は、第1項の規定による勧告について準用する。

4 第1項及び第2項の規定は、第17条又は第18条第1項から第3項までの規定に違反している者について準用する。

5 知事は、第1項(前項において準用する場合を含む。)の規定により勧告を受けた者が、正当な理由がなく当該勧告に係る措置を講じなかった場合において、食品による健康への重大な悪影響の発生が切迫していると認めるときは、その者に対し、当該勧告に係る措置を講じるべきことを命じることができる。

第4章 府民参画の推進

(施策に対する意見の反映)

第22条 府は、食の安心・安全の確保に関する施策に府民及び食品関連事業者の意見を反映させるため、府民、食品関連事業者及び府が意見の交換をする機会の提供その他の必要な措置を講じるものとする。

(施策の提案)

第23条 府民及び食品関連事業者は、食の安心・安全の確保に関する施策の策定、改善又は廃止について、知事に提案することができる。

2 知事は、前項の規定による提案が行われたときは、必要な検討を行い、当該提案をした者にその結果を通知するものとする。

- 3 前2項に定めるもののほか、第1項の規定による提案に関し必要な事項は、規則で定める。

(危害情報の申出)

第24条 府民は、食品等の安全性若しくは食品等の表示に対する信頼が損なわれる事態が発生し、又はそのおそれがあると認めるときは、当該事態に適切に対処するよう知事に申し出ることができる。

- 2 知事は、前項の規定による申出があった場合において、当該申出の内容に相当の理由があると認めるときは、速やかに、関係法令に基づく必要な措置を講じるものとする。

第5章 京都府食の安心・安全審議会

(京都府食の安心・安全審議会)

第25条 この条例の規定による知事の諮問のほか、食の安心・安全の確保に関する施策の策定及び実施に関する重要事項の調査審議並びに食の安心・安全行動計画の実施状況についての評価を行わせるため、京都府食の安心・安全審議会(以下「審議会」という。)を置く。

- 2 審議会は、前項の規定による調査審議及び評価のほか、食の安心・安全の確保に関する事項について、知事に建議することができる。
- 3 審議会は、委員15人以内で組織する。
- 4 審議会において専門の事項を調査審議するために必要があるときは、前項の規定にかかわらず、専門委員を置くことができる。
- 5 委員及び専門委員は、学識経験を有する者その他適当と思われる者のうちから、知事が任命する。
- 6 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第6章 雑則

(規則への委任)

第26条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第7章 罰則

(罰則)

第27条 第21条第5項の規定による命令に違反した者は、50万円以下の罰金に処する。

第28条 第20条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、30万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第29条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関し、前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

- memo -

- memo -

発 行

京都府農林水産部食の安心・安全推進課

(075-414-5654・5655)